

熊本県文化財保存活用大綱について

熊本県教育庁教育総務局文化課
能登原 孝道



熊本県文化財保存活用大綱について

- 大綱の位置付け等(「大綱」第1章)
- 大綱策定の背景と熊本県における文化財保護行政の現状(「大綱」第2章)
- 文化財の保存・活用に関する基本的な方針(「大綱」第3章)
- 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置(「大綱」第4章)
- 県内の市町村への支援の方針(「大綱」第5章)
- 防災及び災害発生時の対応(「大綱」第6章)
- 文化財の保存・活用の推進体制(「大綱」第7章)

- 文化財保存活用地域計画について
- 文化財保存活用支援団体について

熊本県文化財保存活用大綱について

大綱の位置付け等(「大綱」第1章)

文化財保護法の改正(H30.6成立・公布、H31.4施行)

- ・ **都道府県**の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱(次項及び次条において「**文化財保存活用大綱**」という。)を定めることができる。(第183条の2第1項)
- ・ **市町村**の教育委員会(地方文化財保護審議会を置くものに限る。)は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該**文化財保存活用大綱を勸案して**、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画(以下この節及び第192条の6第1項において「**文化財保存活用地域計画**」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。(第183条の3第1項)

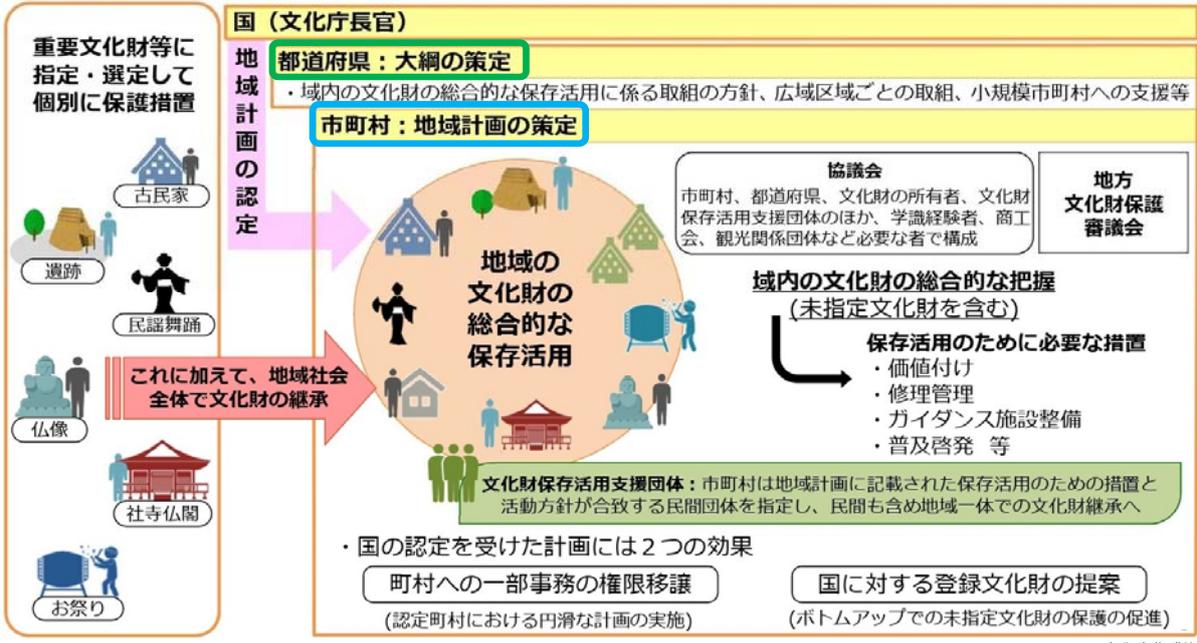
文化財保存活用大綱

都道府県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化するものであり、都道府県内における各種の取組みを進めていく上で共通の基盤となるもの

文化財保存活用地域計画

各市町村において取り組んでいく目標や取組みの具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プラン

① 地域における文化財の総合的な保存・活用



熊本県文化財保存活用大綱策定の目的等

策定の目的

熊本県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、各種の取組みを進める上での共通の基盤とするために「熊本県文化財保存活用大綱」を策定する

策定における視点

- ・人口減少社会への備え
- ・文化財保護に係る危機感「みんなでつくる大綱にする」
- ・災害への対応
- ・文化財の保存と活用のバランス
- ・保存・活用に係る人材育成
- ・県と市町村の役割分担と連携のあり方

検討体制



熊本県文化財保存活用大綱検討委員会委員（令和元年度・2年度）

氏名	所属・職名	備考
山尾 敏孝 (委員長)	熊本大学 名誉教授	建築－土木構造物 (県文化財保護審議会会長)
服部 英雄 (副委員長)	くまもと文学・歴史館館長(熊本県文化財保護協会会長)	関係団体
伊東 龍一	熊本大学大学院先端科学研究部 教授	建築－古建築 (県文化財保護審議会副会長)
稲葉 継陽	熊本大学永青文庫研究センター長 (教授)	美術工芸－古文書 (県文化財保護審議会委員)
杉井 健	熊本大学大学院 准教授	記念物－史跡 (県文化財保護審議会委員)
田中 尚人	熊本大学熊本創生推進機構 准教授	土木史、景観・まちづくり
林 将孝(令和元年度)	熊本市文化振興課 課長	行政(市町村代表)
北野 伊織(令和2年度) ※	熊本市文化財課 課長	
山崎 摂	八代市文化振興課 課長補佐(令和元年度)、八代市立博物館副館長補佐兼学芸係長(令和2年度)	美術工芸－無形 (県文化財保護審議会委員)

※令和2年度の人事異動及び組織改正により交代

熊本県文化財保存活用大綱策定までの経緯

令和元年度（2019年度） 〈策定開始〉

熊本県文化財保存活用大綱検討委員会（2回）

熊本県文化財保護審議会（2回）

市町村との意見交換会（3回）

令和2年度（2020年度）

熊本県文化財保存活用大綱検討委員会（2回）

熊本県文化財保護審議会（2回）

熊本県議会報告（2回）

熊本県教育委員会報告（2回）

関係機関意見照会（1回）

パブリックコメント（12/28～1/26）

令和3年3月 熊本県文化財保存活用大綱策定



第1回市町村意見交換会（阿蘇地域）

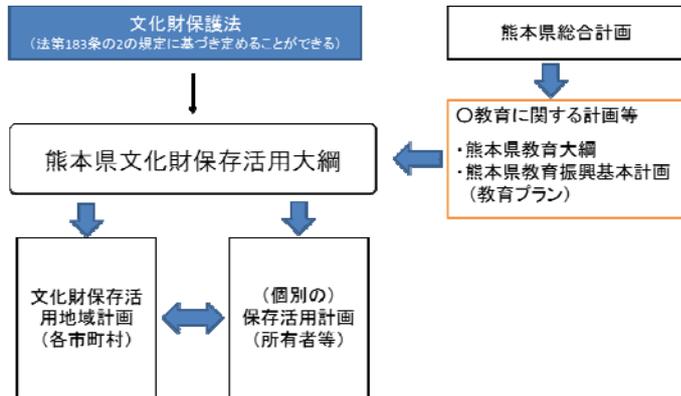


第3回市町村意見交換会（合同WS）

大綱の位置付けと対象とする区域及び文化財

- ・文化財保護法第183条の2の規定に基づき策定
- ・熊本県総合計画及び熊本県教育大綱並びに熊本県教育振興基本計画との整合性を考慮

- ・県内で文化財保護法及び県・市町村の条例で指定・選定・登録・選択等として保護措置が図られている文化財
- ・地域の中で大事に守られ一定の価値が認められるもの



熊本県文化財保存活用大綱の位置付け



熊本県文化財保存活用大綱の対象とする文化財

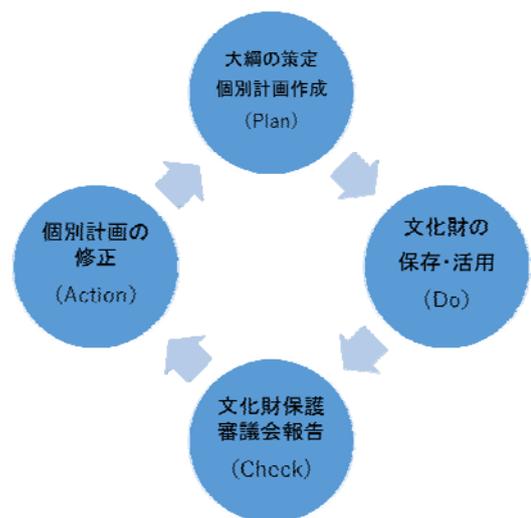
大綱の運用と対象期間

大綱の運用

- ・県と市町村が連携して文化財保護行政を進めていくためには、それぞれの職員が大綱や文化財保存活用地域計画の趣旨について共通理解を持ち具体的な取組みに反映させていく必要がある。
→大綱策定後も文化財保護行政に係る県と市町村の意見交換を継続する。
- ・大綱に基づく文化財の保存・活用の取組みを実施し、その内容については県文化財保護審議会に定期的に報告し検証する。

大綱の対象期間

本大綱（令和3年（2021年）3月発行）は、概ね10年を目途に改定を行うものとするが、社会状況や文化財保護行政の変化が生じ必要性が高まれば10年に達しない場合でも改定する。

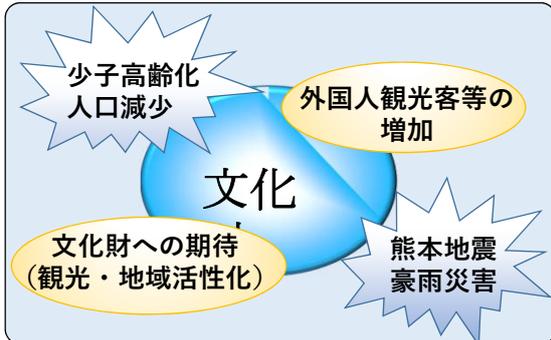


文化財の保存・活用に係る計画と検証

大綱策定の背景と熊本県における文化財保護行政の現状（「大綱」第2章）

社会的背景

- ・ 少子高齢化による人口減少
- ・ 文化財への期待の高まり
- ・ 外国人観光客・労働者の増加
- ・ SDGsの視点と文化財を取り巻く関係者の拡がり
- ・ デジタル技術の進歩
- ・ 熊本地震・令和2年7月豪雨等の大規模な災害の発生



文化財保護行政の現状

- ・ 文化財専門職員の不足
→文化財専門職員配置市町村数：31/45市町村
→埋蔵文化財以外の専門職員が少ない
- ・ 文化財保護のための予算確保が困難
- ・ 文化財を守ってきた地域の人口減少による文化財の維持管理と継承における問題
- ・ 地域の人々や文化財所有者の文化財への関心低下と保護意識の希薄化
→文化財の所在不明や地域からの指定解除を望む声
- ・ 文化財を保管する施設の不足
→今後、保管に困った動産文化財の寄贈や寄託の増加が推測される
- ・ 文化財の保存業務に追われ、活用まで十分に対応できていない
- ・ 文化財の観光活用への戸惑い
- ・ 文化財保護の経験の蓄積や技術向上の機会が少ない

文化財の保存・活用に関する基本的な方針（「大綱」第3章）

基本的な方針

文化財が地域をつなぎ、文化財を通して世代、地域、国を超えて人々をつないでいくことで、人々が文化財の大切さを共有するとともに、地域の活力を生み出し地域全体で守る意識を高め、文化財を次世代につないでいく。

個別方針

文化財をまもる

地域全体で文化財を守る意識を高め、確実に保存し、次世代につなぐ

文化財を活かす

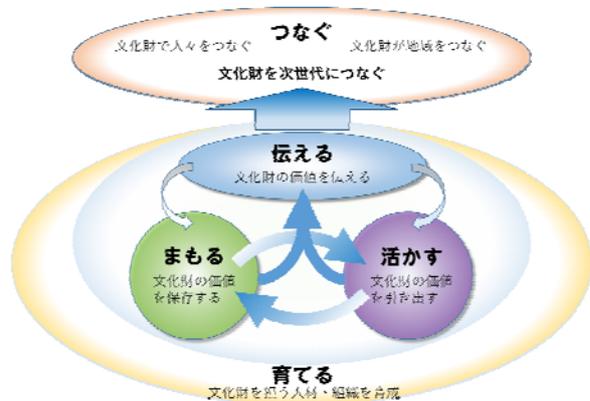
文化財の価値を引き出し、文化財を活用して豊かな心を育み、地域の活力を生み出す取り組みを進め、次世代につなぐという意識を高める

文化財を伝える

文化財に触れ、知る機会を作りだし、文化財への関心を高め、その価値を伝える

人・組織を育てる

文化財を守り、活かし、伝えるための人材確保と能力向上を推進する



「まもる」「活かす」「伝える」「育てる」の相関図

文化財の保存・活用を図るために講ずる措置（「大綱」第4章）

県が自ら取り組むこと①

文化財を まもる

地域全体で文化財を守る意識を高め、確実に保存し、次世代につなぐ

- 文化財を「まもる」意識の醸成
 - ・地域住民や子どもたちが文化財は地域の誇りであり、それを守りたいという意識醸成の取り組みを推進
- 指定等による保護措置の推進
- 文化財に関する悉皆調査の実施
 - ・文化財悉皆調査の実施
 - ・データベース化
- 三次元計測等による文化財情報の記録作成
- 災害等への備え・防災マニュアル活用
 - ・協力体制構築
- 無形民俗文化財の保存・継承に関する取り組み
- 文化財保存のために必要な施設の設置
- 未指定文化財の保存の取り組み

文化財を 活かす

文化財の価値を引き出し、文化財を活用して豊かな心を育み、地域の活力を生み出す取り組みを進め、次世代につなぐという意識を高める

- 学校教育・社会教育と連携した文化財の活用
 - ・子どもたちや地域住民を対象にした活用の推進
- 文化財で地域の活力を生み出す取り組み
 - ・地域の活力を生み出す文化財の活用に関する知識と情報を蓄積し市町村へ伝達
- 文化財活用事例の収集と情報提供
- 活用における広域連携の推進
- 観光・まちづくり等における他部局等との連携強化
- 3D、AR、VR等のデジタル技術の活用の推進

県が自ら取り組むこと②

文化財を 伝える

文化財に触れ、知る機会を作りだし、文化財への関心を高め、その価値を伝える

- 〈文化財への関心のすそ野を広げる取り組み〉
- 文化財に触れ、知る機会の創出
 - ・展示、公開・講座、シンポジウム等開催
- 文化財の情報発信の推進
 - ・ホームページやSNS等による情報発信
 - ・多言語化
- 〈文化財を次世代に伝える取り組み〉
- 子どもたちや地域住民に文化財価値を伝える取り組み
 - ・学校教育との連携・地域での学びの推進
- 文化財所有者に対する保護意識醸成の取り組み
 - ・文化財価値の理解促進
 - ・所有文化財の公開推進

人・組織を 育てる

文化財を守り、活かす、伝えるための人材確保と能力向上を推進する

- 文化財各分野の専門性の強化及び組織体制の充実
 - ・バランスの取れた文化財専門職員の配置
 - ・組織体制の充実
- 文化財専門職員としてのスキルアップ
 - ・研修受講等による専門能力のスキルアップ
- 庁内関係部局との連携推進
 - ・観光、まちづくり部局等との連携推進
- 次世代の文化財保護を担う人材の育成
 - ・共同事業等を通じた大学生等の若い人材の育成推進

県内の市町村への支援の方針（「大綱」第5章）

県から市町村への支援

文化財を まもる

- ・文化財を「まもる」意識醸成のための出前授業や体験学習、講座等のノウハウの伝達
- ・文化財の指定等に向けた調査への助言及び国指定等に向けた文化庁との調整
- ・三次元計測や古墳カルテ等による文化財情報の記録作成方法の伝達
- ・市町村が実施する文化財修理・調査等事業に対する技術的な助言
- ・文化財保存活用地域計画等の計画策定支援

文化財を 伝える

- ・文化財の展示公開、発掘調査現場の現地公開、文化財3Dデータ等の公開に関するノウハウの伝達
- ・ホームページやSNSを用いた県内の文化財に関する情報の効果的な発信
- ・出前授業や各種講座等、子どもたちや地域住民等に文化財の価値を伝え、文化財を次世代に伝える取り組みのノウハウの伝達

文化財を 活かす

- ・研修等を通して文化財活用及び全国の活用事例等を市町村に伝達
- ・子どもたち向けの文化財活用事例の情報提供
- ・文化財活用事例集及び各種助成等の支援メニュー一覧の作成
- ・地域の活力を生み出す文化財の活用に関する研修、ワークショップ、講演会の機会提供

人・組織を 育てる

- ・文化財保護に関する市町村職員向け研修の充実及び意見交換会の実施
- ・文化財専門職員未配置の市町村において文化財保護業務に支障が生じる場合、専門職員配置の検討を前提に一時的に県が支援
- ・文化財保護の取り組みに向けた広域連携推進（保存・活用面及び組織面）への支援

防災及び災害発生時の対応（「大綱」第6章）

平時における災害への備え

- ・文化財の所在及び所有者の把握
- ・記録の作成
- ・災害のリスクの把握と周知
- ・日常的な防災対策の促進
- ・災害が想定される際の事前対策の働きかけ
- ・災害対応に関する体制強化と災害発生時の対応の整理

災害発生時の対応

- ・情報収集と関係機関への報告
- ・被災した文化財の緊急的な保護対策
- ・被災文化財の救出
- ・自治体間での職員派遣

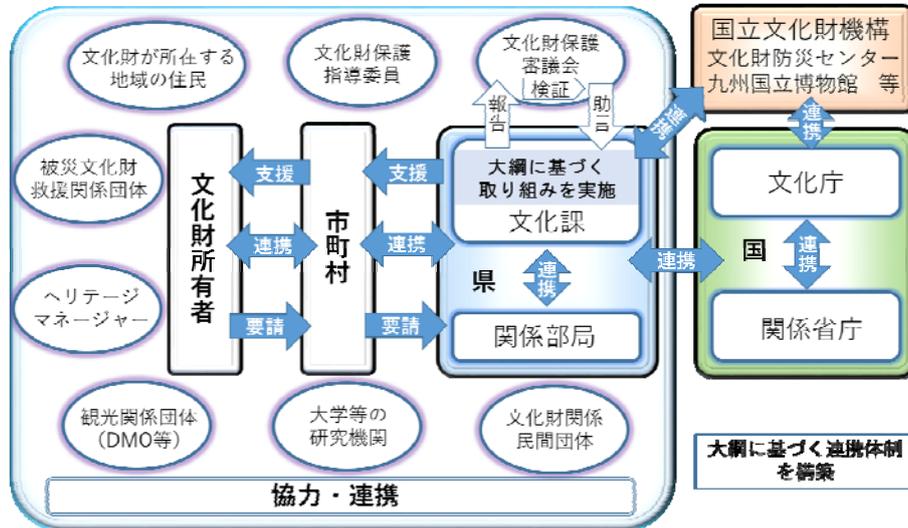
復旧期の対応

- ・災害復旧方法の検討
- ・補助金の活用等
- ・民間所有者の負担軽減及び未指定文化財の復旧支援
- ・埋蔵文化財発掘調査の支援
- ・情報発信

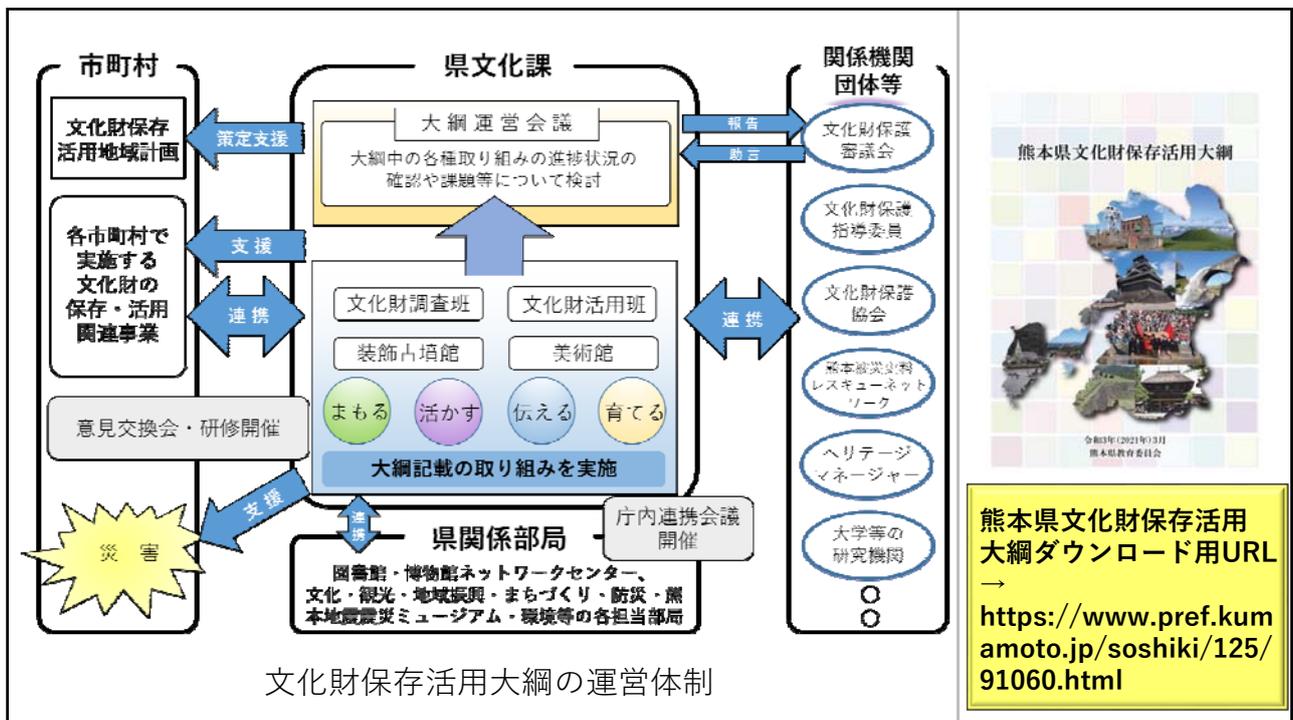
防災及び災害発生時の具体的対応は
『熊本県文化財防災マニュアル』（2020）
を参照

→<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/125/50151.html>

文化財の保存・活用の推進体制（「大綱」第7章）



文化財の保存・活用の推進体制



文化財保存活用大綱の運営体制

文化財保存活用支援団体について

趣旨

市町村において、地域の文化財の保存会やNPO等の民間団体と協力し、行政と民間がより円滑に連携しながら文化財の保存・活用に取り組んでいくためのパートナーシップを結ぶことにより、このような民間団体を文化財の保存・活用に関する各種施策の推進主体として位置付けたもの。専門的な知見等を有する団体を支援団体として指定することで、所有者だけでは維持管理等が困難な文化財の保存・活用の促進を図るなど、地域の多様な主体が連携して文化財の継承に取り組んでいくことが期待される。



文化財保存活用支援団体：市町村は地域計画に記載された保存活用のための措置と活動方針が合致する民間団体を指定し、民間も含め地域一体での文化財継承へ

文化財保護法での位置付け

「市町村の教育委員会は、法人その他これに準ずるものとして文部科学省令で定める団体であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、文化財保存活用支援団体として指定することができる。」（文化財保護法第192条の2）

文化財保存活用支援団体の指定

- ・支援団体として指定することができるのは、法人又は法人に準ずる団体
- ・指定の主体は市町村であり、指定に当たっては当該法人又は団体が、文化財保護法第192条の3各号に掲げる業務を適正に行うことが求められる。

文化財保護法第192条の3の記載内容

(支援団体の業務)

第192条の3 支援団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を行うこと。
- 2 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を図るための事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 3 文化財の所有者の求めに応じ、当該文化財の管理、修理又は復旧その他その保存及び活用のため必要な措置につき委託を受けること。
- 4 文化財の保存及び活用に関する調査研究を行うこと。
- 5 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために必要な業務を行うこと。

文化財保護法第192条の2に基づく文化財活用支援団体の指定

和歌山県
湯浅町



和歌山県
建築士会

※現在のところ全国で1例のみ